

地方公務員法第58条の3第2項の規定に基づき、年度当初の等級別の職員数を下記のとおり公表いたします。

等級ごとの職員数の公表（平成31年4月1日）

給料表（1）

等級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 主事の職務 2 主事補の職務	62	18.3	主事	46	208	61.4	係員級
				技師	9			
				主事補	7			
				計	62			
2級	主任の職務	70	20.6	主任	70	70		
				計	70			
3級	1 主査の職務 2 副主査の職務	76	22.4	主査	34	76		
				副主査	42			
				計	76			
4級	1 副主幹の職務 2 困難な業務を分掌する主査の職務	52	15.3	副主幹	11	72	15.3	係長級
				主査	41			
				計	52			
5級	1 課長補佐の職務 2 主幹の職務	53	15.6	課長補佐	33	33	9.7	課長補佐級
				主幹	20			
				計	53			
6級	1 会計管理者の職務 2 課長の職務 3 指導主事の事務に従事する課長補佐の職務	21	6.2	課長	18	26	7.7	課長級
				支所長	2			
				事務局長	1			
				計	21			
7級	1 会計管理者の職務 2 複雑困難な業務を掌る本庁の課長の職務	5	1.5	課長	3	5		
				事務局長	1			
				会計管理者	1			
				計	5			
合計		339	100.0					

給料表(2)

等級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	技能労務職員の職務	0	0	技能労務職員	0	3	20.0	技能労務職員級
				計	0			
2級	技能労務職員の職務	5	33.3	技能労務職員	6	12	80.0	副主任技能労務職員級
				計	6			
3級	副主任技能労務職員の職務	10	66.7	副主任技能労務職員	10	0	0	主任技能労務職員級
				計	10			
4級	主任技能労務職員の職務	0	0	主任技能労務職員	0	0	0	
				計	0			
合計		15	100.0					

給料表(3)

等級	基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1級	医師の職務	0	0	医師	0
				計	0
2級	診療所長の職務	0	0	診療所長	0
				計	0
3級	病院長又は高度な技術若しくは経験を必要とする診療所長の職務	1	100	病院長	0
				診療所長	1
				計	1
4級	高度な技術若しくは経験を必要とする病院長の職務	0	0	病院長	0
				計	0
合計		1	100		